

65歳以上の
高齢者対象

補聴器の購入費を補助します



○目的

紀美野町では、加齢により聴力が低下し、日常生活に支障が生じる高齢者に、補聴器の購入にかかる費用の一部を補助します。

補聴器を使用することにより、閉じこもりの防止や積極的な社会参加を図りながら、認知症を予防することを目的にしています。

○補助対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ①町内に住所を有し、現に居住している(町内の施設入所者含む)
満65歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明を得られる方
※ 中等度難聴程度（医師の診断による例外あり）

○補助金額

上限 20,000円（ただし、一人1台1回限り）

※ 補助対象は、管理医療機器としての補聴器本体と附属品(電池のみ)
(集音器は対象外)

※ 受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担

※ 故障、修理、メンテナンスなどは対象外

【裏面をご覧ください】

申請から補助金交付までの流れ

①申請書の入手

総合福祉センター(保健福祉課)にて、申請書をお渡しします。



②耳鼻咽喉科を受診

1. 申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。

医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、申請書の「医師の意見欄」に記入を受けてください。

※ 受診料・検査料・文書料等は自己負担です。



③購入

「②」の「医師の意見欄」に記入を受けられた場合、補聴器を購入し、購入店舗から領収書をもらってください。

※ 宛名は申請者本人に限ります。



④申請・決定

申請には、下記の書類を保健福祉課へ提出してください。

- ①申請書(医師の意見欄に記載されたもの)
- ②純音聴力検査表
- ③領収証
- ④振込先がわかる通帳(キャッシュカードも可)



※②の純音聴力検査表が作成された日から、3か月以内を目途に提出してください。

⑤補助金交付

町から交付決定通知書が届き、申請者本人名義の指定口座に補助金が振り込まれます。

【問い合わせ先】

〒640-1121

海草郡紀美野町下佐々1408-4

紀美野町役場保健福祉課

電話：073-489-9960